とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・五九一を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　略］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に一・〇二六を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九五一を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A×α×2／3×B／C）＋（A×α×1／3×D／E）｝×0.75

A×α、A×α×2／3×B／C及びA×α×1／3×D／Eに小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該市町村を包括する道府県の前年度の法人事業税調定額（標準税率分）として総務大臣が通知した数

B　平成29年度から令和元年度までの地方財政状況調査による当該市町村の市町村民税の法人税割収入済額（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「市町村の徴収実績」（以下この条において「市町村調査票徴収実績」という。）の表側「（エ）法人税割」、表頭「収入済額　合計」欄の数から市町村調査票徴収実績の表側「（エ）法人税割」、表頭「収入済額　標準税率超過収入済額」欄の数を控除した額）の合計数を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　当該道府県の区域内の市町村に係る符号Bの合計

D　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第72条の76に規定する従業者数。ただし、地方税法施行令第7条の2の2の規定の適用を受ける市町村にあつては、当該規定による従業者数）

E　当該道府県の区域内の市町村に係る符号Dの合計

α　0.07

二　令和三年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額

とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・八五〇を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　同上］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に〇・九八二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九三二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×α×B／C×0.75

A×α×B／Cに小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該市町村を包括する道府県の前年度の法人事業税調定額（標準税率分）として総務大臣が通知した数

B　平成28年度から平成30年度までの地方財政状況調査による当該市町村の市町村民税の法人税割収入済額（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「市町村の徴収実績」（以下この条において「市町村調査票徴収実績」という。）の表側「（エ）法人税割」、表頭「収入済額　合計」欄の数から市町村調査票徴収実績の表側「（エ）法人税割」、表頭「収入済額　標準税率超過収入済額」欄の数を控除した額）の合計数を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　当該道府県の区域内の市町村に係る符号Bの合計

α　0.05